



経理の窓 4月号

平成24年4月1日号

厳しい寒さがいつまでも残ったせいか、花のたよりも遅れぎみ、それでも桜祭りのニュースに、春は、一気にやってきました。

今月の税務

法人 : 2月決算法人の確定申告と納付
地方税 : 軽自動車税の納付
固定資産税と都市計画税の第1期分の納付
個人 : 所得税の振替納税日、4月20日(金)
消費税の振替納税日、4月25日(木)
(口座振替での納税をご利用の場合)

平成23年度の消費税の改正について

平成23年6月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容をお知らせします。

1. 事業者免税点制度の適用要件の見直し

特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて給与等支払額で判定することもできます。

【ポイント】

課税売上高が1,000万円を超えていても、給与等支払額が1,000万円を超えていなければ給与等支払額により免税事業者と判定することができます。

特定期間の課税売上高の集計を省略して給与等支払額の基準のみで判定しても差し支えありません。

特定期間とは、個人事業者の場合 : その年の前年の1月1日から6月30日の期間

法人の場合 : 原則として、前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間

適用開始時期 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

特定期間は、個人事業者及び事業年度が1年の12月決算法人の場合、平成24年1月1日から6月30日となります。

2. 仕入税額控除制度における「95%ルール」の適用要件の見直し

一般課税により申告を行う事業者のうち、当課税期間における課税売上高割合が95%以上の事業者は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入等に係る消費税額の全額を控除することができるとされていましたが、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、当課税期間における課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ全額を控除することができることとされました。課税期間が12ヶ月未満の場合は、課税売上高を課税期間で按分し、年換算して判定します。課税期間の課税売上高が5億円を超える場合、又は課税売上割合が95%未満の場合には、個別対応方式または一括比例配分方式のいずれかにより仕入控除税額の計算を行うことになりました。

適用開始時期 平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。個人事業者は平成25年分から、事業年度が1年の法人は、平成25年3月末決算分から適用されます。

【ポイント】

個別対応方式または一括比例配分方式の選択は、申告時に行います。個別対応方式から一括比例配分方式への変更は継続適用の制限はなく自由に行うことができます。

一括比例配分方式は、2年間継続適用しなくてはなりません。

個別対応方式の記帳（税抜経理）

補助科目を設けて、①課税売上に対応するもの ②非課税売上に対応するもの ③課税売上と非課税売上に共通するもの に区分します。

3. 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

適用開始時期 平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用されます。

復興特別税の創設

1. 復興特別法人税

平成24年4月1日から平成27年3月31日までに期間内で、最初に開始する事業年度開始の日から3年を経過するまでの期間に属する事業年度を課税事業年度として、復興特別法人の額は各課税事業年度の課税標準法人税額の10%の税率を乗じて計算した金額となります。

2. 復興特別所得税

平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額を課税の対象として、復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額となります。

3. 復興特別住民税

平成26年6月1日から平成36年5月31日までの10年間、復興特別住民税として、個人住民税の均等割額の1,000円の増税が行われます。

